

第 5089 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 10月 17日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 経営者保証ガイドライン

Q：経営者保証ガイドラインでは無保証融資を促しているそうですが、無保証融資をしてもらおうとするなら、どのようなことが必要なのですか？

A：次の3つの要件が必要です。

【解説】

経営者保証ガイドラインは、経営者保証における合理的な保証契約の在り方を示すとともに保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則で、法的拘束力はありませんが、金融庁の監査監督指針となっているものです。

無担保融資をしてもらおうと考えるのであれば、次の対応に努めなければなりません。

① 法人と経営者との関係の明確な区分

法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分・分離し、法人と経営者の間の資金のやり取りを社会通念上適切な範囲を超えないものとする体制を整備するなど、適正な運用を図ることを通じて、法人個人の一体性の解消に努める。

② 財務基盤の強化

債務者は、財務状況及び経営成績の改善を通じた返済能力の向上等により信用力を強化する。

③ 財務状況の適正な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保

資産負債の状況、事業計画や業績見通し及びその進捗状況等に関する対象債権者からの情報開示要請に対して、正確かつ信頼性の高い情報を開示・説明することにより、経営の透明性を確保する。

